

体罰等によらない子育ての推進について

1. 令和元年児童福祉法等改正法について……………P2
2. 体罰の考え方・範囲について……………P7
3. 啓発・保護者支援策について……………P14

1. 令和元年児童福祉法等改正法について

昨今の虐待相談件数の急増、昨年を目黒区の事案、今年野田市の事案等を踏まえ、以下の通り、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。本対策を実施するため、児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

1 子どもの権利擁護

① 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

法・体罰禁止について法定化する。

・体罰や暴力による悪影響が広く理解され、体罰によらない子育てが進められるよう、普及啓発活動を行う。

法・民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に必要な見直しを検討する。

② 子どもの権利擁護の在り方に関する検討

法・子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年を目途に必要な検討を進める。

2 児童虐待の発生予防・早期発見

① 乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認

② 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等

・子育て世代包括支援センターの2020年度末までの全国展開に向け設置を促進する。

・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備を図る。

③ 相談窓口の周知・徹底

・189(いちはやく)の周知、啓発。通話料の無料化。

④ 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

・スクールカウンセラーやSNS等を活用した相談体制を充実。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)の概要

(令和元年6月19日成立・6月26日公布)

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。

② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。

③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

(1) 児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。

② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。

③ 都道府県は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。

④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。

⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。

(2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

② 政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。

③ 政府は、施行後5年間を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関間の連携強化

【①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

- ① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。
- ③ 児童虐待を受けた児童が住所等に移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。
- ④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
- ⑤ DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

3. 検討規定その他所要の規定の整備

- ① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。
- ② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑧ 通報の対象となるDVの形態及び保護命令の申立をすることができるDV被害者の範囲の拡大、DV加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和2年4月1日(3②及び⑧)については公布日、2(1)②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2(2)①は令和5年4月1日。

今回の改正法による改正後の規定について

➤ **児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）**（傍線部分が令和元年改正法による改正部分）

（親権の行使に関する配慮等）

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

➤ **児童福祉法（昭和22年法律第164号）**（傍線部分が令和元年改正法による改正部分）

第33条の2

② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第47条

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第6条の3第8項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

附 則 第7条

5 政府は、この法律の施行後2年を目途として、民法（明示29年法律第89号）第822条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

➤ **（参考）民法（明治29年法律第89号）**

（監護及び教育の権利義務）

第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

（懲戒）

第822条 親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。⁵

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律に対する附帯決議（抄）

<衆議院>

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 体罰によらない子育てを推進するに当たり、子どもの権利条約を参考に具体的な例示を示したガイドライン等を早期に作成するとともに、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発活動に努めること。その際、子どもに手を上げてしまった保護者を追い込むのではなく、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口についても周知し、支援すること。

<参議院>

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 二、体罰によらない子育てを推進するに当たり、子どもの権利条約を参考に具体例を示したガイドライン等を早期に作成するとともに、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発に努めること。その際、子どもに体罰をしてしまった保護者を追い込むのではなく、その行為の非を自ら認知し、再発の防止が確保されるよう、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口について周知し、支援すること。また、本法施行後二年を目途として検討される民法の懲戒権の在り方については、子どもの権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、規定の削除を含め、早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

2. 体罰の考え方・範囲について

児童の権利委員会 一般的意見8号(2006年)(仮訳)(抄)

11. 委員会は、体罰を、どんなに軽いものであっても、有形力が用いられ、かつ、何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰と定義する。ほとんどの場合、これは手または道具—鞭、棒、ベルト、靴、木さじ等—で子どもを叩くという形で行なわれる。しかし、たとえば、蹴ること、子どもを揺さぶったり投げたりすること、引っかくこと、つねること、かむこと、髪を引っ張ったり耳を打ったりすること、子どもを不快な姿勢のままにさせること、薬物等で倦怠感をもよおさせること、やけどさせること、または強制的に口に物を入れること(たとえば子どもの口を石鹼で洗ったり、辛い香辛料を飲み込むよう強制したりすること)をとこなう場合もありうる。委員会の見解では、体罰はどんな場合にも品位を傷つけるものである。(略)
14. 委員会は、子ども、とくに乳幼児の養育およびケアのためには、子どもを保護するための身体的な行動および介入が頻繁に必要とされることを認識する。これは、何らかの苦痛、不快感または屈辱感を引き起こすために意図的かつ懲罰的に行なわれる有形力の行使とは、まったく別である。私たちは、おとなとして、保護のための身体的行動と懲罰的な暴行との違いを承知している。子どもに関わる行動との関連でこのような区別を行なうことは、けっしてむずかしいことではない。どの国の法律も、明示的にせよ黙示的にせよ、懲罰を目的としない、人々を保護するために必要な有形力の行使は認めている。
15. 委員会は、教員その他の者、たとえば施設にいる子どもや法律に抵触した子どもとともに働いている者が危険な行動に直面し、その統制のために合理的な抑制手段を用いることが正当化される、例外的状況が存在することを認識する。ここでも、子どもその他の者を保護する必要性を動機とする有形力の行使と、罰するための有形力の行使との違いは明確である。必要最小限の有形力をもっとも短い必要な期間のみ行使するという原則が、常に適用されなければならない。詳細な指針および訓練も必要である。このような指針および訓練は、抑制手段を用いる必要性を最小限に抑えるためにも、また状況に比例した安全な手段のみが用いられることを確保し、かつ統制の形態としての苦痛が意図的に加えられることがないようにするためにも、必要とされる。

児童の権利委員会の審査最終見解(仮訳)(抄)(2010年6月)

体罰

47. 学校における体罰が明示的に禁止されていることに留意するが、委員会は、体罰の禁止が効果的に履行されていないとの報告に懸念を表明する。委員会は、全ての体罰を禁止することを差し控えた1981年の東京高等裁判所によるあいまいな判決に懸念をもって留意する。さらに、委員会は、家庭、その代替的監護環境、刑事施設において、体罰が法律上明示的に禁止されておらず、民法及び児童虐待防止法が、特に適切なしつけの行使を許容し、体罰への許容性について不明確であることを懸念する。

48. 委員会は、締約国に対し以下を強く勧告する；

- (a) 家庭、その代替的監護環境、刑事施設を含む全ての環境における、体罰及び児童の品位を下げるあらゆる形態の扱いを法律により明示的に禁止すること、
- (b) 全ての環境において、体罰の禁止を効果的に履行すること、
- (c) 家族、教師、児童とともにまたは児童のために働くその他の職業的従事者に対し、暴力的なしつけを禁止する教育を行うための、キャンペーンを含む広報プログラムを実施すること。

児童の権利委員会 第4・5回日本の定期報告に係る所見(仮訳)(2019年2月)

児童の権利委員会による第4回・第5回対日審査総括所見(概要)

◆体罰

(パラ25)

委員会は、学校における体罰が法律によって禁止されていることに留意する。しかしながら、以下につき深刻に懸念する。

- (a) 学校における体罰の禁止は、効果的に実施されていない。
- (b) 家庭及び代替的監護環境における体罰は、法律によって完全に禁止されていない。
- (c) 民法及び児童虐待防止法は、特に、適切なしつけの行使を許容し、体罰の許容性について不明確である。

(パラ26)

2006年の体罰に関する一般的意見第8号に関し、委員会は、前回総括所見パラ48を想起し、締約国に以下を要請する。

- (a) 家庭、代替的監護及び保育環境、並びに刑事施設を含め、あらゆる環境において、法律、特に児童虐待防止法及び民法によって、どんなに軽いものであっても、全ての体罰を明示的かつ完全に禁止すること。
- (b) 意識啓発キャンペーンの強化、並びに前向き、非暴力的かつ参加型の形態の子育て及びしつけの推進によるものを含め、あらゆる環境において実質的な体罰を無くすための措置を強化すること。

学校教育法における体罰の禁止に関する規定について

○ 学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○ 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（平成25年3月13日付け24文科初第1269号文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）（抄）

2 懲戒と体罰の区別について

- (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

- (1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。
- (2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。
また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

法案審議における議論（抜粋）

○政府参考人（浜谷浩樹君）（令和元年6月18日参議院厚生労働委員会）

お答えいたします。まず、今回の体罰の禁止の法定化の趣旨でございますけれども、痛みや苦しみを利用して子供の言動を支配するのではなくて、子供が健やかに育つことについて、子育て中の親に対する支援も含め、社会全体で啓発していくための取組を進めていく、こうした取組の一環として体罰禁止の法定化をしていくということだと思っております。

体罰が禁止されるべき本質でございますけれども、今の話とちょっと若干重なりますけれども、子供に対して痛み、苦しみを与えようとする、その痛み、苦しみを利用した懲戒により子供の言動を支配しようとする、それから体罰が子供の心身の健全な育成の観点から悪影響があること、こうしたことにあると考えておまして、こうしたことが国民に分かりやすく伝わるようにガイドラインを通じて普及、周知していきたいと思っております。

また、ガイドラインにおきましては、有識者の方々からの御意見もお伺いしながら、学校教育法の体罰の範囲あるいは子どもの権利委員会における定義なども参考にしながら、具体的には体罰の範囲を今後検討、定めていきたいというふうに考えております。

○政府参考人（浜谷浩樹君）（令和元年6月18日参議院厚生労働委員会）

お答えいたします。今回禁止される体罰の範囲には、言葉により戒める行為は含まれません。ただし、著しい暴言等に該当するものにつきましては、児童虐待の心理的虐待に該当し、禁止をされております。

それで、今回の体罰の範囲に言葉による戒めを含めていない理由でございますけれども、正当な言葉による叱責と不当な言葉掛けとの線引きについて国民的な合意ができておらず、言葉による心理的負荷については明示的に禁止することが現段階では困難ではないかというふうに考えております。

○政府参考人（浜谷浩樹君）（令和元年6月18日参議院厚生労働委員会）

お答えいたします。本改正法案では、体罰の禁止を法定化しております。この改正によりまして、体罰が子の監護、教育に必要な範囲には含まれないと解釈されまして、懲戒権の行使としても許されないものであることが法律上明らかになります。

また、委員御指摘のとおり、そもそも親権者以外の方については懲戒権そのものがございませんので、現在でも体罰が禁止されております。また、学校、施設等についても、学校については従来学校教育法において、それから施設においては今回の改正において体罰を禁止いたしますので、そういう意味では全ての体罰が禁止されるというふうに理解をいたしております。

⇒ 体罰の本質は、懲戒を目的として行われる身体的な苦痛を与える行為。

今回禁止される体罰の範囲には、言葉・態度により戒める行為は含まれない。

➤ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

⇒ 体罰と虐待（特に身体的虐待）との間には、程度によって重なる部分がある。

3. 啓発・保護者支援策について

体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。

脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、脳に様々な変化を生じていることが報告されています。親は「愛の鞭」のつもりだったとしても、子どもには目に見えない大きなダメージを与えているかも知れないのです。

●子ども時代の辛い体験により傷つく脳



提供：福井大学 友田明美教授

- ・厳しい体罰により、前頭前野（社会生活に極めて重要な脳部位）の容積が19.1%減少
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2009)
- ・言葉の暴力により、聴覚野（声や音を知覚する脳部位）が変形
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2011)

体罰は百害あって一利なし。子どもに望ましい影響などもたらしません。

親による体罰を受けた子どもと、受けていない子どもの違いについて、約16万人分の子どものデータに基づく分析が行われています。その結果、親による体罰を受けた子どもは、次のグラフのとおり「望ましくない影響」が大きいということが報告されています。

●「親による体罰」の影響



出典のデータを用いてグラフを作成

幼児期の体罰によって、子どもから親への信頼や愛情が損なわれたり、うつ・著しい不安・多動など精神的な問題を持ったりすることがあります。周りの人を傷つけるなどの反社会的な行動が増えたり、感情的にキレやすく攻撃性が強くなったりすることもあります。その影響は幼児期だけでなく、大人になってからも続く可能性があります。

(Gershoff ET, Grogan-Kaylor A, J Fam Psychol 2016)

既に子どもへの体罰等を法的に全面禁止している国は世界50か国以上!

国連「子どもの権利条約」では、締約国に体罰・暴言などの子どもを傷つける行為の撤廃を求めています。

子育ての悩みがあるときは、最寄りの市町村の子育て相談窓口
または児童相談所全国共通ダイヤル「189」にご連絡ください。

平成28年度 厚生労働科学研究費補助金 健やか次世代育成総合研究事業

「妊産婦健康診査の評価および自治体との連携の在り方に関する研究」(研究代表者 立花良之)

「母子の健康改善のための母子保健情報利活用に関する研究」(研究代表者 山縣然太郎)

作成協力：認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事 高相常子 / 福井大学子どものこころの発達研究センター教授 友田明美

JST/RISTEX「公私空間」研究開発領域「養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築」プロジェクト



子どもを^{すこ}健やかに育むために ～^{ムチ}愛の鞭ゼロ作戦～

子育てをしていると、

子どもが言うことを聞いてくなくて、

イライラすることもあります。

つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることもありますよね。

一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、
恐怖により子どもをコントロールしているだけで、
なぜ叱られたのか子どもが理解できていないこともあります。

最初は「愛の鞭」のつもりでも、いつの間にか
「虐待」へとエスカレートしてしまうこともあります。
体罰や暴言による「愛の鞭」は捨ててしましましょう。

そして、子どもの気持ちに寄り添いながら、

みんなで前向きに育んでいきましょう。

愛の鞭をやめて、 子どもを健やかに育みましょう。

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合みましょう。

POINT 1 子育てに 体罰や暴言を使わない

一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、叩くことによって得られた子どもの姿は、叩かれた恐怖によって行動した姿。自分で考え行動した姿ではありません。

「愛の鞭である」と親が思っても、子どもにとって大人から叩かれることはとても怖いことです。ちょっと叩かれただけ、怒鳴られただけでも、心に大きなダメージを受けることもあります。

子どもだからといって、暴力や暴言が許されるわけではありません。それに体罰や暴言は「虐待」へとエスカレートする可能性もあります。「叩かない怒鳴らない」と心に決めましょう。



POINT 2 子どもが親に 恐怖を持つと SOSを伝えられない

親に恐怖を持った子どもはどのような行動を起こすのでしょうか。親に気に入られるように、親の顔色を見て行動するようになります。

また、恐怖を持つ親に対しては、子どもが心配事を打ち明けられなくなります。心配事を相談できないと、いじめや非行など、より大きな問題に発展してしまう可能性もあります。

POINT 3 爆発寸前の イライラをクールダウン

子どもが言うことを聞いてくれないときに、イライラすることは誰でもあること。でも、疲れていたりして、もともと抱えているストレス度が大きいと、子どものちょっとした行動（おもちゃの取り合い、すぐに動かないなど）をきっかけに、イライラが爆発してしまうことがあります。

イライラが爆発する前に、クールダウンするための、自分なりの方法を見つけておきましょう。



イライラしたときはクールダウン
深呼吸する、数を数える、
窓を開けて風に当たるなど

POINT 4 親自身がSOSを出そう

育児の負担を一人で抱え込まずに、家族に分担してもらったり、自治体やNPO、企業などのさまざまな支援サービス（ファミリーサポート、家事代行サービス、一時預かりなど）の利用も検討しましょう。子育ての苦勞について気軽に相談できる友だちもできるといいですね。



POINT 5 子どもの気持ちと行動を 分けて考え、育ちを応援

子どもに「イヤだ!」と言われたとき、親自身が戸惑うこともあるでしょう。でも、2、3歳の子どもの「イヤ」は、自我の芽生えであり、成長の証しでもあります。「どうしたらいいかな?」と、子どもの考えを引き出し、必要に応じて助け船を出しながら、子どもの言い分を気長に聴きましょう。

「わがままな子になっては困る」という思いから、親は指示的に対応してしまうこともありますが、子どもの成長過程で必ず通る道だと大らかに構えて、子どもの意思を後押ししていきましょう。



市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）

市区町村

都道府県

低

リスクの程度

高

子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
 - ・妊産婦等の支援に必要な実情の把握
 - ・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
 - ・関係機関との連絡調整
 - ・支援プランの策定

同一の担当機関が、2つの機能を担い一体的に支援を実施
 ※ただし、大規模市部等では、それぞれ別の担当機関が機能を担い、適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて支援を継続して実施

要保護児童対策地域協議会

○関係機関が情報を共有し、連携して対応

- 保健機関
- 医療機関
- 地域子育て支援拠点・児童館
- 保育所・幼稚園
- 利用者支援機関
- 学校・教育委員会

市区町村子ども家庭総合支援拠点

- 子ども家庭支援全般に係る業務
 - ・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
 - 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
 - ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて市区町村が行う指導
 - 関係機関との連絡調整
 - ・実施主体は市区町村（業務の一部委託可）
 - ・複数の市区町村による共同設置可
- 支援拠点が調整機関の担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進
- その他の必要な支援
 - ・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援 他

要保護児童対策調整機関

- ・責任をもって対応すべき支援機関を選定
 - 担当機関が中心となって支援方針・計画を作成
- ・支援の進行状況確認等を管理・評価
- ・関係機関間の調整、協力要請 等

役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を実施

児童相談所（一時保護所）

- 相談、養育環境等の調査、専門診断等（児童や家族への援助方針の検討・決定）
- 一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
- 市区町村援助（市区町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助） 等

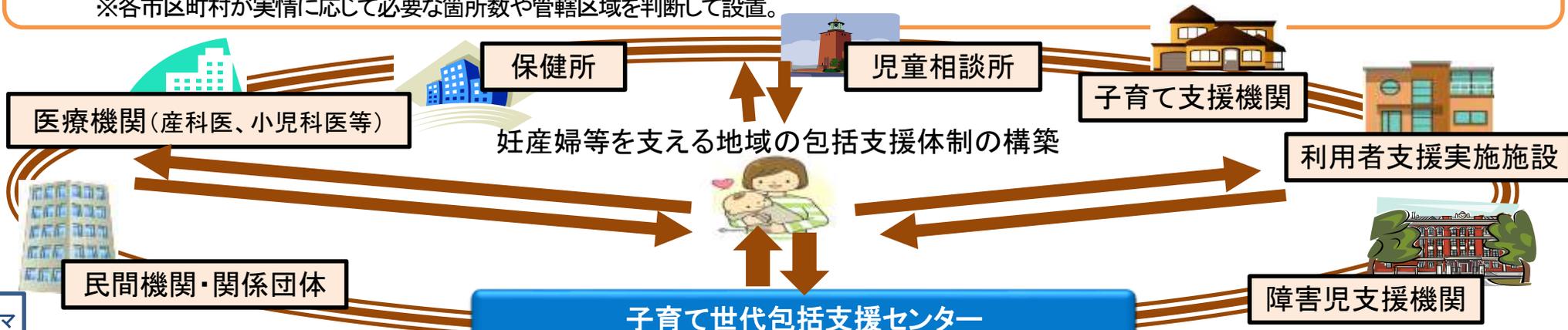
- 民生児童委員
- 民間団体
- 里親
- 乳児院
- 児童相談所
- 児童養護施設
- 弁護士会
- 児童心理治療施設
- 警察



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)
 > 実施市町村数: 761市区町村(1, 436か所)(2018年4月1日現在) > 2020年度末までに全国展開を目指す。
 ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- 保健師
- 助産師
- 看護師
- ソーシャルワーカー

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③支援プランの策定
- ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

※医師、歯科医師、栄養士・管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、心理職などの専門職の配置・連携も想定される。

	妊娠前	妊娠期	出産	産後	育児
サービス(現業部門)	妊娠に関する普及啓発	産前・産後サポート事業 妊婦健診	産婦健診	産後ケア事業 乳幼児健診	子育て支援策 ・保育所・認定こども園等 ・地域子育て支援拠点事業 ・里親・乳児院 ・養子縁組 ・その他子育て支援策
	不妊相談	両親学級等	乳児家庭全戸訪問事業	予防接種	
		養育支援訪問事業			

近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス

マネジメント(必須)

母子保健支援
子育て支援

自治体名		箇所数	自治体名		箇所数	自治体名		箇所数	自治体名		箇所数	自治体名		箇所数	自治体名		箇所数			
静岡県 24市町 [36か所]	静岡市	3	三重県 17市町 [49か所]	津市	15	大阪府 24市町 [69か所]	能勢町	1	和歌山県 15市町村 [19か所]	和歌山市	4	島根県 9市町村 [10か所]	松江市	1	徳島県 1市 [1か所]	鳴門市	1	佐賀県 8市町 [11か所]	佐賀市	1
	浜松市	8		四日市市	1		橋本市	1		雲南市	1		唐津市	2						
	沼津市	1		伊勢市	2		有田市	2		出雲市	1		鳥栖市	1						
	熱海市	1		松阪市	2		御坊市	1		美郷町	1		多久市	1						
	三島市	2		鈴鹿市	1		八尾市	1		邑南町	1		伊万里市	2						
	富士宮市	2		名張市	16		富田林市	1		紀美野町	1		善通寺市	1		吉野ヶ里町	1			
	伊東市	1		尾鷲市	1		河内長野市	1		かつらぎ町	1		三木町	1		みやき町	2			
	島田市	1		亀山市	1		大阪狭山市	2		九度山町	1		大町町	1		佐世保市	1			
	富士市	1		いなべ市	1		太子町	1		湯浅町	1		知夫村	1		西海市	1			
	磐田市	1		木曽岬町	1		河南町	1		広川町	1		岡山市	1		長崎市	4			
	掛川市	1		朝日町	2		泉大津市	1		有田川町	1		倉敷市	5		時津町	1			
	藤枝市	1		多気町	1		和泉市	1		みなべ町	1		津山市	1		熊本市	6			
	御殿場市	1		明和町	1		泉南市	1		上富田町	1		玉野市	1		人吉市	2			
	袋井市	1		大台町	1		阪南市	1		太地町	1		井原市	1		玉名市	1			
	下田市	1	玉城町	1	忠岡町	1	北山村	1	総社市	1	安芸市	1								
	裾野市	1	大紀町	1	熊取町	1	奈良市	2	高梁市	1	南国市	1								
	御前崎市	1	紀宝町	1	田尻町	1	大和高田市	1	新見市	1	土佐市	1								
	菊川市	1	京都市	14	岬町	1	大和郡山市	1	備前市	1	須崎市	1								
	牧之原市	1	福知山市	1	高槻市	1	天理市	1	瀬戸内市	1	宿毛市	1								
	東伊豆町	1	舞鶴市	1	東大阪市	4	榑原市	1	赤磐市	1	土佐清水市	1								
	函南町	1	綾部市	1	豊中市	3	桜井市	1	真庭市	1	四万十市	1								
	小山町	2	宇治市	1	枚方市	1	五條市	1	美作市	1	香南市	1								
	吉田町	1	宮津市	1	大阪市	24	御所市	1	早島町	1	香美市	1								
	森町	1	亀岡市	1	堺市	15	生駒市	2	勝央町	1	いの町	1								
愛知県 34市町 [88か所]	名古屋市	16	京都府 17市町 [31か所]	城陽市	1	奈良県 23市町村 [27か所]	香芝市	1	広島県 15市町 [42か所]	西粟倉村	1	山口県 13市町 [21か所]	山陽小野田市	1	福岡県 21市町 [33か所]	北九州市	7	宮崎県 9市町 [15か所]	えびの市	1
	豊橋市	2		向日市	1		葛城市	2		広島市	8		福岡市	7		高千穂町	1			
	岡崎市	7		長岡京市	1		宇陀市	2		呉市	1		三田市	3		福岡市	7		鹿屋市	1
	一宮市	3		八幡市	2		三郷町	1		竹原市	1		東広島市	1		大牟田市	1		日之影町	1
	瀬戸市	2		京丹後市	1		斑鳩町	1		三原市	1		東広島市	1		久留米市	1		久留米市	5
	半田市	2		木津川市	1		川西市	2		尾道市	6		廿日市市	1		春日市	1		春日市	1
	春日井市	1		久御山町	1		田原本町	1		福山市	12		府中町	2		那珂川町	1		春日市	1
	豊川市	2		井手町	1		曾爾村	1		三次市	3		海田町	2		新宮町	1		春日市	1
	津島市	3		宇治田原町	1		伊丹市	3		東広島市	1		熊野町	1		久山町	1		春日市	1
	刈谷市	4		与謝野町	1		高取町	1		廿日市市	1		坂町	1		粕屋町	1		春日市	1
	豊田市	1		大津市	7		明日香村	1		府中町	2		熊野町	1		宗像市	1		春日市	1
	安城市	2		草津市	1		王寺町	1		海田町	2		熊野町	1		芦屋町	1		春日市	1
	犬山市	2		守山市	1		野迫川村	1		熊野町	1		熊野町	1		水巻町	1		春日市	1
	常滑市	2		栗東市	1		下北山村	1		坂町	1		熊野町	1		直方市	1		春日市	1
	稲沢市	1	野洲市	1	鳥取市	3	北広島町	1	坂町	1	飯塚市	1	春日市	1						
	新城市	2	湖南市	2	米子市	1	神石高原町	1	萩市	1	宮若市	1	春日市	1						
	東海市	2	甲賀市	8	倉吉市	2	下関市	9	防府市	1	宇都宮市	1	春日市	1						
	大府市	1	近江八幡市	1	三木市	1	宇都宮市	1	下松市	1	直方市	1	春日市	1						
	知多市	2	東近江市	4	加西市	1	山口市	1	岩美町	1	飯塚市	1	春日市	1						
	知立市	2	日野町	1	福崎町	1	萩市	1	岩美町	1	宮若市	1	春日市	1						
	尾張旭市	4	竜王町	1	神河町	1	野迫川村	1	野迫川村	1	田川市	1	春日市	1						
	高浜市	1	彦根市	1	たつの市	1	八頭町	1	野迫川村	1	福智町	1	春日市	1						
	岩倉市	2	愛荘町	1	太子町	1	三朝町	1	湯梨浜町	1	大刀洗町	1	春日市	1						
	豊明市	1	豊明市	1	佐用町	1	湯梨浜町	1	琴浦町	1	行橋市	1	春日市	1						
日進市	2	長浜市	1	宍粟市	1	北栗町	2	北栗町	2	苅田町	1	春日市	1							
愛西市	2	米原市	1	相生市	1	日吉津村	1	北栗町	2	吉富町	1	春日市	1							
清須市	1	高島市	1	赤穂市	1	上郡町	1	日吉津村	1	山陽小野田市	1	春日市	1							
北名古屋	3	豊岡市	1	豊岡市	1	豊岡市	1	日吉津村	1	周防大島町	1	春日市	1							
みよし市	1	香美町	1	朝来市	1	伯耆町	1	日南町	2	上関町	1	春日市	1							
あま市	4	香美町	1	朝来市	1	日南町	2	日野町	1	江府町	1	春日市	1							
長久手市	3	養父市	1	養父市	1	日野町	1	江府町	1			春日市	1							
東郷町	2	篠山市	1	洲本市	1							春日市	1							
豊山町	2	洲本市	1	淡路市	2															
大治町	1																			

761市区町村
1,436箇所

市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の内数（平成30年度予算：159億円→令和元年度予算：169億円）

1. 事業の目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」と言う。）を整備・運営する際の財政支援を目的とする。

2. 事業の内容

市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）に基づき、市区町村が、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う支援拠点を整備し、運営する。

支援拠点の具体的な業務内容は以下のとおり。

- ①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）
- ②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
- ③関係機関との連絡調整
- ④その他の必要な支援

3. 実施主体

市区町村

※事業の一部の社会福祉法人等への委託可

4. 補助率

国：1／2（市区町村：1／2）

5. 補助単価（令和元年度）

○直営の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型	3,725千円
小規模B型	9,502千円
小規模C型	15,781千円
中規模型	21,053千円
大規模型	39,057千円
上乗せ配置単価	2,715千円(1人当たり)

○一部委託の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型	9,001千円
小規模B型	14,778千円
小規模C型	21,057千円
中規模型	31,605千円
大規模型	60,162千円
上乗せ配置単価	
常勤職員	5,646千円(1人当たり)
非常勤職員	2,715千円(1人当たり)

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況（2019年4月時点）

自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名																				
北海道	福島県	千葉県	東京都	神奈川県	長野県	滋賀県	兵庫県	岡山県	広島県	福岡県	旭川市	郡山市	我孫子市	府中市	海老名市	飯田市	豊田市	姫路市	北九州市(7)											
											千歳市	天栄村	香取市	昭島市	葉山町	諏訪市	豊橋市	明石市	久留米市											
											石狩市	西会津町	山武市	調布市	寒川町	伊那市	一宮市	川西市	小都市											
											恵庭市	小野町	いすみ市	町田市	二宮町	駒ヶ根市	津島市	三田市	宗像市											
		上富良野町									水戸市	八王子市	小平市	箱根町	中野市	高浜市	養父市	古賀市												
		中富良野町									つばみらい市	千代田区	日野市	大井町	茅野市	常滑市	穴栗市	嘉麻市												
		中頓別町									境町	中央区	東村山市	湯河原町	塩尻市	大津市	たつの市	朝倉市												
		名寄市									宇都宮市	港区	国分寺市	三条市	千曲市	彦根市	福岡町	糸島市												
		帯広市									矢板市	新宿区	国立市	柏崎市	辰野町	長浜市	奈良市	佐世保市												
		今金町									前橋市	文京区	福生市	新発田市	箕輪町	甲賀市	明日香村	諫早市												
	青森県	群馬県	東京都	東京都	新潟県	岐阜県	京都府	奈良県	和歌山県	香川県	大分県	滝川市	桐生市	台東区	狛江市	十日町市	阿智村	東近江市	桜井市	宇部市	大村市									
												室蘭市	藤岡市	墨田区	東大和市	糸魚川市	木曾町	京都市(14)	三宅町	山口市	長与町									
												苫小牧市	富岡市	品川区	清瀬市	妙高市	生坂村	福知山市	葛城市	岩国市	宇城市									
												安平町	みどり市	目黒区	東久留米市	上越市	池田町	舞鶴市	田原本町	光市	合志市									
												三沢市	嬬恋村	大田区	武蔵村山市	阿賀野市	白馬村	亀岡市	新宮市	長門市	玉東町									
十和田市												狭山市	世田谷区(5)	多摩市	胎内市	岐阜市	八幡市	有田川町	山陽小野田市	多良木町										
岩手県												埼玉県	東京都	東京都	富山県	静岡県	大阪府	鳥取県	香川県	大分県	盛岡市	加須市	渋谷区	稲城市	出雲崎町	高山市	大田市(24)	鳥取市	高松市	大分市
																					遠野市	ふじみ野市	中野区	羽村市	富山市	岐南町	枚方市	米子市	丸亀市	中津市
																					石巻市	和光市	杉並区(2)	あきる野市	滑川市	北方町	寝屋川市	倉吉市	善通寺市	杵築市
宮城県												千葉県	東京都	東京都	石川県	静岡県	大阪府	鳥取県	愛媛県	高知県	大和町	坂戸市	豊島区	西東京市	七尾市	白川町	豊中市	境港市	さぬき市	国東市
	涌谷町	嵐山町	荒川区	瑞穂町	小松市	熟海市	大東市	若桜町	松山市	都城市																				
	秋田市	船橋市	板橋区	日の出町	輪島市	焼津市	門真市	智頭町	伊予市	串間市																				
山形県	千葉県	東京都	東京都	福井県	静岡県	大阪府	鳥取県	高知県	高知県	湯沢市	柏市	練馬区	三宅村	加賀市	藤枝市	池田市	若桜町	三朝町	高鍋町	那覇市										
										上山市	館山市	足立区	三宅村	能美市	藤枝市	三朝町	三朝町	高鍋町												
										長井市	木更津市	葛飾区	三宅村	福井市	袋井市	三朝町	三朝町	高鍋町												
										高島町	松戸市	江戸川区	三宅村	あわら市	富士市	三朝町	三朝町	高鍋町												
										小国町	鴨川市	立川市	三宅村	越前市	伊東市	三朝町	三朝町	高鍋町												
										白鷹町	浦安市	武蔵野市	三宅村	南越前町	伊豆市	三朝町	三朝町	高鍋町												
										飯豊町	南房総市	三鷹市	三宅村	高浜町	島田市	三朝町	三朝町	高鍋町												
庄内町	八千代市	青梅市	三宅村	伊勢原市	磐田市	三朝町	三朝町	高鍋町																						

設置自治体数	283
設置か所数	332

※ 1つの自治体で複数箇所設置している場合、括弧内に箇所数を記載している。

乳児家庭全戸訪問事業（概要）

1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

（児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業）

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

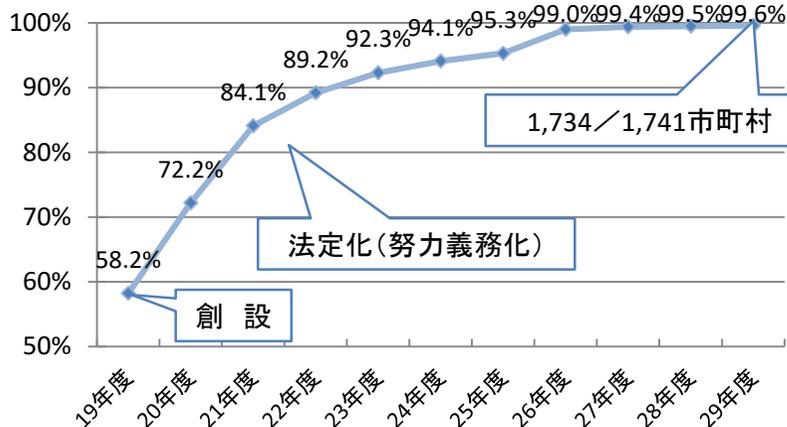
(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

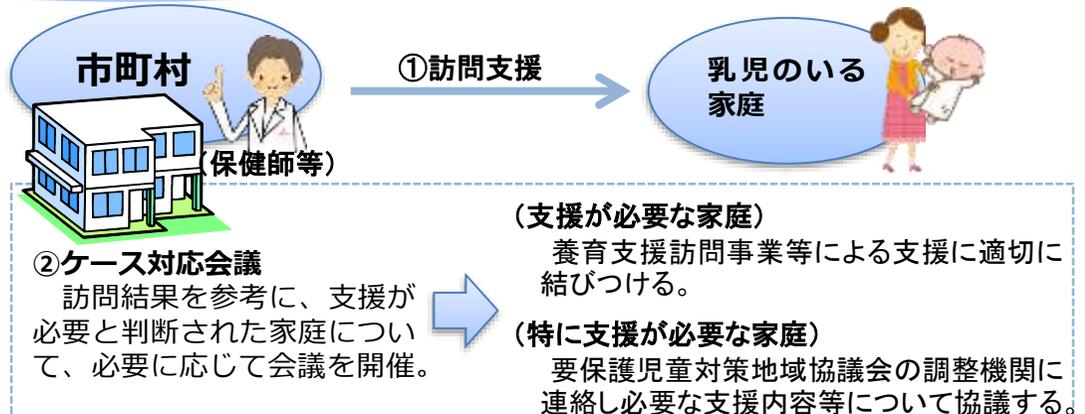
(2) 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

(3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施率の推移



4. イメージ図



養育支援訪問事業（概要）

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

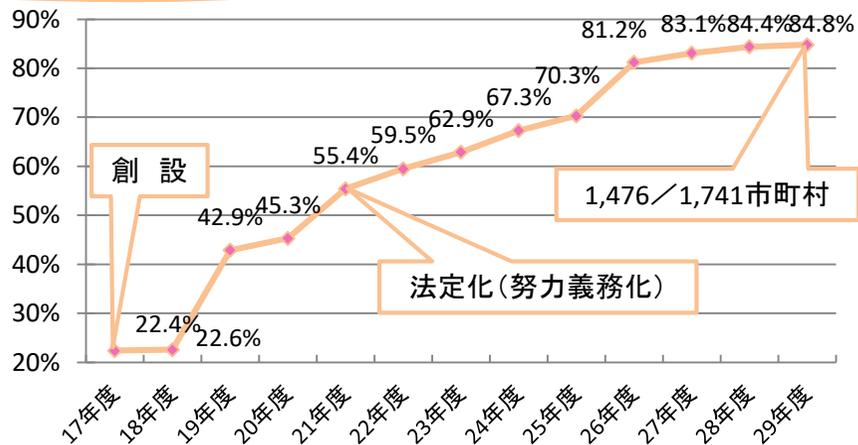
（児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業）

2. 事業の内容

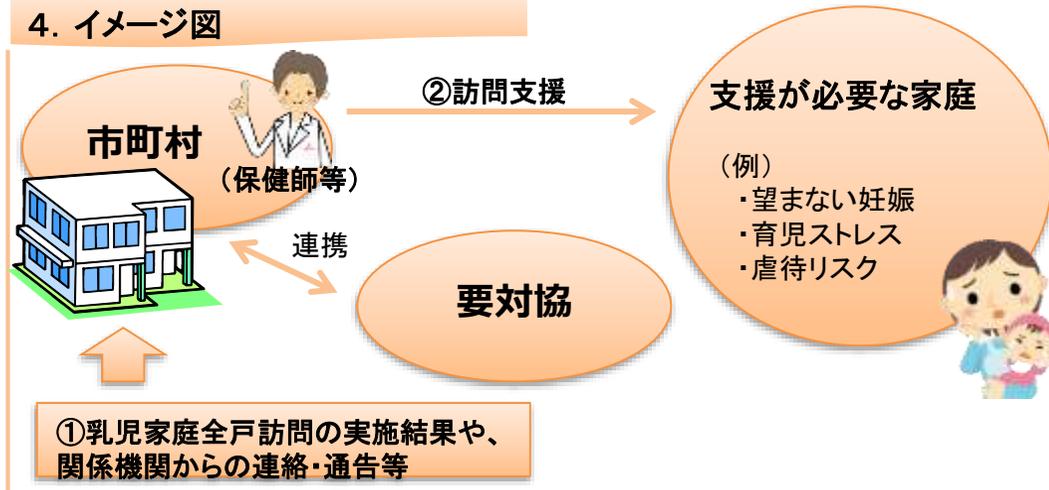
内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3） ※国、地方ともに消費税財源

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
 - (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
 - (2) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
 - (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
 - (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
- 訪問支援者（事前に研修を実施）
 - ・専門的相談支援・・・保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
 - ・育児・家事援助・・・子育て経験者、ヘルパー等

3. 実施率の推移



4. イメージ図



子育て短期支援事業の概要

目的

- 保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業内容

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間（原則7日以内；必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。

【対象者】 次の事由に該当する家庭の子ども又は母子等

- 子どもの保護者の疾病
- 育児不安、育児疲れなど身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の子ども

実施か所の約6割が児童養護施設で実施



実施体制・実施方法

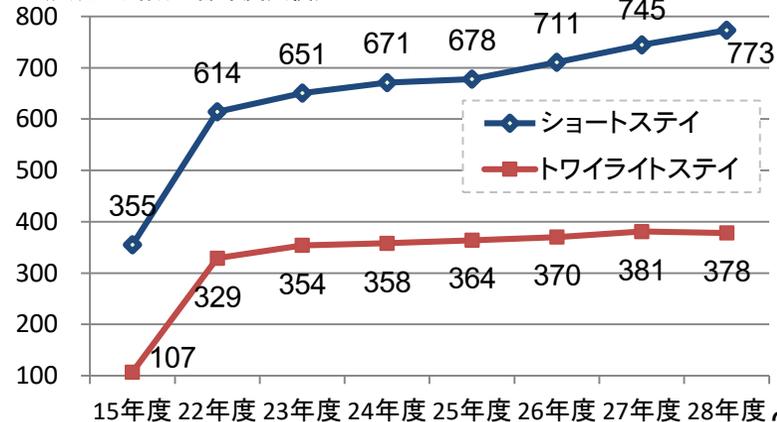
- 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護できる施設で実施する。
- 近隣に実施施設がない等の場合には、保育士、里親等に委託し、当該者の居宅において又は子ども、母子等の居宅に派遣して養育・保護を行う。
- ひとり親家庭は、利用の必要性が高いものとして優先的に対応するなど特別な配慮を行う。

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めた者に委託可）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※国、地方ともに消費税財源

【令和元年度予算】 子ども・子育て支援交付金(1,304億円)[内閣府所管]の内数

(実施か所数・各年度実績)



「利用者支援事業」の概要

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等をを行う

実施主体

- 市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。



地域子育て支援拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進

3つの事業類型

基本型

- 「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、

- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たったの助言・支援
→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域で必要な社会資源の開発等
→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンサルジュ」）

- 主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

- 主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

利用者支援事業の役割について

子育て中の親子（妊婦含む）など

子ども・子育て支援にかかる施設・事業

声①
「親を病院に連れて行くので、子どもをあずかってほしい……」

声②
「うちの子、よその家庭の子より落ち着きが無い気がする……」

声③
「最近、子育てがしんどいです……」

利用者支援事業

子育て短期支援事業



一時預かり



など

指定障害児相談支援事業所

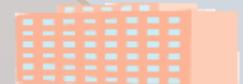


など

子育てサークル



保健センター（保健師）



など

相談対応（来所受付・アウトリーチ）

助言・利用支援

ネットワークの構築

個別ニーズの把握

社会資源の開発

日常的に対応

日常的に連携

子育て中の親子の身近な場所（地域子育て支援拠点など）で実施！

連携

連携

本事業が行われる施設等の職員

利用者支援専門員

本事業が行われる施設等の職員

地域子育て支援拠点事業

背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は
家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での
子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、
子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子ども
との関わりの減
- ・ 地域や必要な支援
とつながらない



地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に
集い、相互交流や子育ての
不安・悩みを相談できる場
を提供



地域子育て支援拠点

4つの基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、**地域の子育て力を向上**

○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施 等

30年度実施か所数（交付決定ベース）
7, 431か所

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を行っている。

本事業については、平成27年度より、「子ども・子育て支援新制度」において、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられ、「子ども・子育て支援交付金」にて実施している。

○相互援助活動の例

- ・保育施設等までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応（病児・緊急対応強化事業）

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○実施市区町村	※平成30年度	895市区町村
	※平成29年度	863市区町村

○負担割合 国（1/3）、都道府県（1/3）、市区町村（1/3）

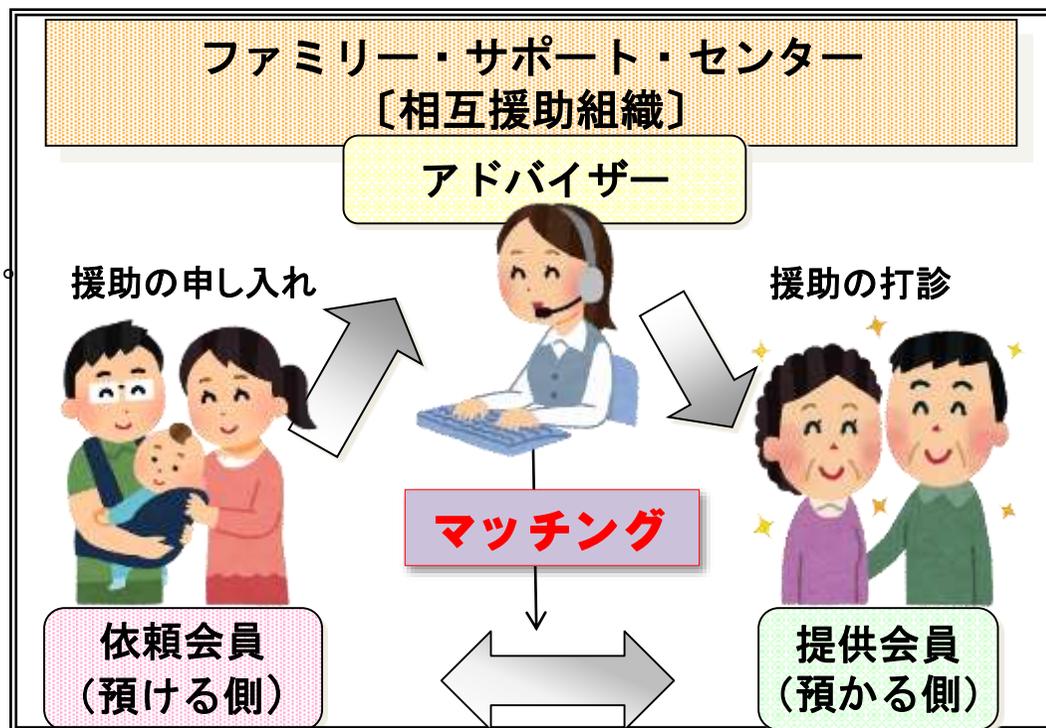
○補助単価

【基本事業】会員数100～299人 2,000千円（会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円（H29年度～）

【病児・緊急対応強化事業】預かり等の利用件数 ～59件 1,800千円（利用件数に応じて段階的に設定）

【開設準備経費】（1）改修費等 4,000千円 （2）礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

等



一時預かり事業について

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	① 一般型	② 幼稚園型Ⅰ	③ 幼稚園型Ⅱ	④ 余裕活用品	⑤ 居宅訪問型	⑥ 地域密着Ⅱ型
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)					
対象児童	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	3号認定を受けた2歳児	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	以下の要件に該当する者 ▼障害、疾病等の程度を勘案して 集団保育が著しく困難 であると認められる場合 ▼ひとり親家庭等で、保護者が 一時的に夜間及び深夜の就労等を行う 場合 ▼離島その他の地域において、保護者が 一時的に就労等を行う 場合	乳幼児
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園又は認定こども園	幼稚園(新制度園及び私学助成園) ※認定こども園は対象外	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、 利用児童数が定員に満たない 場合	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
実施要件	設備基準					
	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準を遵守 。				—	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準に準じて行う 。
実施要件	職員配置					
	乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち 保育士等を1/2以上 。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることができる。 ※一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。 ※幼稚園型については当分の間保育士等の配置の割合、保育士等以外の教育・保育従事者の資格について緩和措置あり。				研修を修了した 保育士、家庭的保育者 又はこれらの者と同等以上と認められる者。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。	
実施か所数(H29年度)	9,232か所	5,293か所	—	500か所	0か所	(※ 一般型の内数 30)